

弁護団だより



No.4 発行 2012年5月
発行人：「生業を返せ、
地域を返せ！」福島原発
事故被害弁護団
TEL：03-3379-6770

【 最近の動き 】

東電や国の動向	弁護団の取り組み
5月11日 東電 32年ぶりに電気料金値上げ申請	5月11日 神奈川の商工業者向け相談会（横浜市）
5月17日 双葉町で年450ミリシーベルト 区域再編へ	5月10日 茨城の商工業者向け相談会（日立市）
5月22日 東電、466億円を賠償機構から追加交付	5月13日 宮城の商工業者向け相談会（丸森町）
5月24日 東電総合特別事業計画 福島住民に負担転嫁 最終的なツケは国民に	5月21日 九州川内原発・水俣視察 ～22日（鹿児島・熊本）
5月28日 国会事故調 枝野氏、反省の弁「情報発信、国民とずれ」	5月22日 国・東電の責任論チーム会議（東京）
5月29日 国会事故調 菅前首相「事故、国の責任」「最も安全なのは脱原発」	5月24日 弁護団会議（東京）
6月02日 南相馬市の自宅滞在者に月10万円 東電がADR和解案受け入れ	5月31日 神奈川の商工業者向け相談会（横浜市）
	6月03日 宮城の商工業者向け相談会（丸森町）

◆フェイスブックとツイッターで弁護団の最新情報を公開しています！
こちらもぜひご覧ください。

- ・ **facebook** <http://facebook.gwbg.ws/nariwai>
（「Facebook 生業を返せ」で検索すると一番最初に出てきます。）
- ・ **Twitter** アカウント @NARIWAibengodan（なりわい弁護団）

特別寄稿第2弾

事故前の状態に戻せ！

弁護団 渡辺登代美

☆ 原発はいらない ☆

日本で原発事故が起こるなどということは、考えたこともなかった。チェルノブイリはソ連であり、スリーマイル島はアメリカだった。日本の原発は安全だと思っていたというよりは、原発の存在そのものを、特別に意識することがなかった。

事故後初めて、日本には原発が54基あることを知った。定期検査というものがあって、常にすべての原発が動いているものではなかったことも知った。

そして今、日本全国すべての原発が止まっている。政府や原発推進勢力は、大飯3、4号機の再稼働に躍起となっている。夏を前に、電力不足の大キャンペーンもはられている。だけど、負けないで頑張ろう。こんな悲惨な事故を起こす原発は、存在してはいけない。

☆ 取り返しのつかない被害 ☆

避難区域の再編によって、福島原発周辺は帰還困難どころか「帰還不能」地域に指定されるという。日本地図の中に、ぼっかりと、真っ白い部分ができるのだ。

避難指定区域が解除されて、「戻ってもいいですよ」と言われても、「はい、そうですか」と簡単に戻れるものではない。放射線被曝に対する不安は消えないし、たとえ自分だけ戻って見たとしても、隣の人も、八百屋さんも魚屋さんも戻ってこない街では暮らせない。

東京電力と国の責任をはっきりさせ、元の地域に戻すよう要求し続けていこう。



「ブルーベリーの里を返せ！」

■ きっかけは町おこし

吉田益二さんは、郡山市中田町ブルーベリークラブの会長さんです。実は、農業の経験は今回のブルーベリーが初めて。もともとは中田町商工会の会長さんでした。福島県から、「遊休農地を使ってブルーベリーを育てて中田町をブルーベリーの里にしないか」と提案を受けたのがきっかけです。中田町から会員を集め、クラブをたちあげ、肥料のやり方、剪定の仕方など、一緒に講習を受け、みんなで協力しながらブルーベリーを大事に育ててきました。

ブルーベリーは、苗木を土に植えて4年目から果実を収穫することができます。7年目頃に成木になるまで、毎年1.5倍ずつ収穫量が増えるそうです。木の高さは150cm程度と意外に低く、白く小さな釣鐘型の花がたくさん咲き、咲き終わった枝の間には、まだ葉と同色のかわいい果実が無数に実っていました。これが一つ一つもっと大きくなって青く熟していき、500円玉ほどの大きさになる種類もあるというから驚きです。

収穫したブルーベリーは、市場に出したり、知人に売ったりしています。地域の子どもたちや観光客に畑を開放して、摘み取り体験もできるようにしました。

■ これから・・・という時に

吉田さんが最初にブルーベリーを植えたのは2006年。入念な準備期間を経て、ブルーベリーの種類や性質、育て方を一から学び、約300本の苗木を植えました。2010年から収穫が始まり、2011年は収穫量がさらに伸びて名実ともに「ブルーベリーの里」となるはずでした。

しかし、福島第一原発が事故を起こすと、いくら収穫しても売れなくなってしまったのです。摘み取り客もほとんど来なくなってしまいました。一度植えた木は枯らすことができず、木を維持するための費用は毎年同じくらいかかります。ジャムやリキュール、ワインなどに加工して販売する工夫もしてきましたが、昨年は大量の実を廃棄処分しました。

福島県が農地の除染方法について講習会を行いました。そこで一番効果的な除染方法として教えられたのは、土を5cm削り取るということ。しかし、「ブルーベリーの木にとって、土を5cmも削ると根っこが土から出てしまい木が枯れてしまう。全く現実的な除染方法ではない」と怒りを強くします。農地の放射線量も比較的高く、農作業による被曝も心配です。



■ クラブの会員みんなで

中田町の町おこしとして地域みんなで頑張ってきたブルーベリー栽培。クラブ会員一人一人の損害は必ずしも大きいとはいえず、東電にとっては賠償の対象にもならないのでしょうか。だけど、金額が小さいからといって泣き寝入りはしたくない、みんなで立ち上がって東電に責任を認めさせたい！という思いでクラブ会員に熱心に呼びかけています。御年78歳。親分肌で、ブルーベリークラブをまとめる頼れるリーダーです。
(弁護士 青龍美和子)



キーワード解説【中間指針ってナニ？】



原子力損害賠償紛争審査会は、2011年8月5日、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（中間指針）を公表しています。そして、同年12月6日に中間指針追補、2012年3月16日に中間指針第二次追補を公表しています。東京電力は、これらの趣旨を踏まえ、迅速かつ公正な賠償の実施に全力を尽くすとしており、中間指針の影響力は大きいといえます。

中間指針は、社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断されれば、賠償の対象となるとしていますが、この間公表されたものは、「相当因果関係」（第1回のキーワード解説参照）を狭くとらえ、賠償範囲を不当に制限しています。生命・身体・財産、人格的利益というかけがえのない利益の保護を後退させています。

中間指針第二次追補においては、現在、政府が進めている避難区域等の見直し等の状況の変化をふまえ、避難費用や精神的損害、不動産の価値の喪失又は減少、営業損害・就労不能等に伴う損害、自主的避難等による損害、除染等に係る損害についての考え方を示しています。これらは、避難者等に対して徐々に配慮したものになってきていますが、依然として、その内容は極めて不十分です。

中間指針・同追補・同第二次追補に明記されなかった損害が直ちに賠償の対象にならないわけではありません。私たち弁護団は、かけがえのない生命・身体・財産に対する損害の完全賠償を求めています。その実現のためには、弁護士だけの力だけでは足りず。みなさんの力が欠かせません。みなさんで声をあげていきましょう！

(弁護士 石田弘太郎)

【編集後記】引き続き、毎月1回の発行を目指して充実した紙面にしていきたいと思います。ぜひご活用ください！

※ 題字「みんなして」は、渡辺登代美弁護士の筆によるものです。